

農振除外6要件チェックリスト

1 農業以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、農用地区域外に利用できる土地がないこと。

- 除外する面積は、事業の目的からみて必要最小限の面積であるか。
- 直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。
- 農用地区域外の土地を含む他の土地で替えることができないと判断できるか。
- 用途地域⇒農業振興地域宅地(農地以外)⇒農業振興地域農用地区域外農地の順に検討しているか。
- 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由に、農用地区域外の土地に代えることが困難と判断していないか。
- 農業振興地域整備計画の達成に支障はないか。
- 他法令の許可見込みはあるか。(農地法_転用許可見込み、都市計画法_開発行為に関する届出など)

2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 地域計画で指定された農地ではないか。
- 地域計画内の農地の場合、地域計画の変更(計画からの除外)はされているか。

3 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 農用地区域を細断することのない農用地区域の縁辺部の土地または農用地区域の中に存在する非農地の縁辺部の土地であるか。
- 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。
- 除外が土地利用のスプロール化(虫食い状態)、混在化を招くことがないか。
- 農業用水路が改廃されたりしないか。
- 大型農業機械や病害虫防除作業の支障にならないか。
- 日照、通風、雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。適切な対策が講じられているか。

4 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

- 農地を借りているもの(耕作者)が、認定農業者、特定農業法人などの担い手に該当しないか。
- 上記に該当する場合、耕作者から同意を得ているか。
- 事業が、効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

5 農用地等の保全または利用上必要な施設(用排水路、農道など)の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の有する機能に支障が生じないか。
- 用排水の停滞、汚濁水の流入、施設の有する機能に支障がないか。

6 土地改良事業が完了した翌年度から起算して8年が経過していること。

- 管轄する土地改良区からの意見書があるか。

※一つでも項目に該当しないものがあつた場合は、農用地区域からの除外手続きはできません。